

住居の確保・生活維持が難しい 若者を支援

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が行う社会福祉振興助成事業（WAM助成）は、国庫補助金を財源とし、高齢者・障害者などが地域のつながりのなかで自立した生活を送れるよう、NPOやボランティア団体などが行う民間の創意工夫ある活動などに対し、助成を行っています。

今号では、WAM助成を活用した特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センターの取り組みを紹介します。

誰もが安心して暮らせる 地域づくりを目指して

北海道札幌市にある特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センターは、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」というスローガンのもと、地域住民や地域資源と協働しながら、すべての人たちがともに豊かに生きる社会の実現を目的に設立された。

同法人の活動は、平成20年設立の任意団体札幌ワーカーズとして始まり、札幌市でニート・ひきこもりといった若者の就労支援に取り組むとともに、北海道の中央部西方に位置する月形町の農家や地域住民と協働し、若者

の生活場所の確保や仕事づくりを行う「月形プロジェクト」を展開してきた。

これらの取り組みを実践するなかで、若者が就労に結びつかないことは当事者だけの課題ではなく、コミュニティをいかに再生するかという地域の課題であるとの認識を強め、平成23年2月にNPO法人を設立し、翌年4月には北海道より生活困窮者等支援事業（絆再生事業）の補助金を受け、若者の生活支援を本格的に開始した。

現在の主な活動としては、札幌市ホームレス相談支援センター事業「JOIN」をはじめ、「岩見沢市生活サポートセンター」、「そらち生活サポートセンター」など生活困窮者自立支援制度に基づいた事業を運営するほか、札幌市の市民まちづくり活動支援の拠点となる「市民活動プラザ星園」の業務委託を受けている。

困窮する若者の 中長期的な支援に取り組む

同法人は、平成29年度のWAM助成を活用し、「困窮する若者の生活支援・住居確保推

ひと言

WAMから

近年、20代・30代で親の支援を受けることが難しく、保証人もなく住居確保が難しい若者の問題が顕在化してきました。今回の助成事業では、生活困窮者の支援団体に加え、不動産会社、保証会社も対象とした住居確保研修会を開催するなど、現状の課題を多様なステークホルダーと共有し、住居確保を通して地域づくりの仕組みを構築した点について高く評価しています。行政の“すきま”である若年層の住居確保支援について、今後も継続的な活動が期待されます。

進事業」を実施した。

同事業では、さまざまな課題を抱える若者を対象に、中長期的な居宅場所の提供と社会的自立に向けた支援を目的として、①ユースサポートハウス事業、②不動産会社・保証会社・支援団体を対象にした研修会の開催、③成果報告書の作成・配布を実施した。

事業を実施した経緯について、同法人事務局長の湯澤真吾氏は次のように語る。

「平成27年4月から生活困窮者自立支援法がスタートし、札幌市でも家を持たない生活困窮者向けの相談事業とシェルター事業を行う札幌市ホームレス相談支援センター「JOIN」を開設し、当法人を含む、シェルターを有するNPO法人4団体で構成する一般社団法人札幌一時生活支援協議会が運営をして



きました。活動をするなかでシェアターの利用者は10〜30歳の若者が多く、家を失う背景には、失業や経済的困窮だけでなく、『家族関係』や『生活経験の不足』『保証人の問題』など、さまざまな事情があることがわかり、若者への手厚い支援の必要性を感じました。また、シェアター事業として実施する生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業は、利用期間を原則3カ月としているため、若者の生活習慣を改善し、一人暮らしに向けた生活能力を身につけるためには支援期間が短いことが課題でした。このような課題を解消するため、『ユースサポートハウス事業』として中長期的に若者の生活支援や就労支援ができる生活の場を確保することに取り組みました（以下、「」中は湯澤氏の説明）。

専門性を有するスタッフによる生活訓練を実施

ユースサポートハウス事業では、さまざま



助成事業で設置した共同生活タイプの建物と居室（共有設備：玄関、トイレ・シャワー室）。スタッフが定期的に訪問し、生活の相談対応や指導を行った



な理由で自立が困難な状況にある若者を対象に、居宅場所を提供し、生活習慣の改善や一人暮らしに向けた生活訓練・就労支援を実施した。

居室はアパートタイプ（2室）と共同生活タイプ（3室）の5室を設置しており、各室内には生活に必要な寝具、電化製品などを完備し、フードバンクなどを活用して食材や生活消耗品などを無償で提供した。

「対象年齢は18〜39歳までの若者とし、当法人が運営する一時生活支援事業の利用者や、相談窓口を訪れた、親子関係の悪化により生活環境を変えた人、親から金銭の搾取を受け続け、親元から引き離れた人などが利用しています。そのほかにも、事業開始にあわせてパンフレットを配布

事業概要

平成29年度事業

特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター
困窮する若者の生活支援・住居確保推進事業

助成額

683万9千円

【事業概要】

住居確保が難しい若者や生活破綻を起こしている若者を対象に、住居を提供し、生活訓練や就労支援を行うとともに、保証人をつけられない若者が住居を確保できるよう不動産会社・保証会社・支援団体を対象にした研修会を開催し、互いの課題を共有しながら連携体制を構築する事業



【実施内容】

◆ユースサポートハウス事業

住居支援として中長期的に利用できる5室を確保し、生活習慣の改善や一人暮らしに向けた生活訓練・就労支援を実施

◆不動産会社・保証会社・支援団体を対象にした研修会の開催

不動産会社や保証会社、支援団体が連携し、互いの課題を共有しながら住居確保が困難な若者への連携体制を構築



◆成果報告書の作成・配布

助成事業の取り組みや成果をまとめた報告書を作成し、連携団体や行政関係者などに配布することで事業の必要性を周知

【成果】

◆ユースサポートハウス事業の利用実績は、9人が利用し、延べ宿泊日数は975日（平均宿泊日数94.5日）相談件数は30件にのぼった



◆課題を抱える若者に中長期的な生活の場を提供し、専門性を有するスタッフが生活訓練や就労支援を行うことにより、利用者全員の就労につなげることを実現

◆全3回開催した研修会は、延べ195人の関係者が参加し、札幌市にとどまらず多様な関係機関とのネットワークが生まれ、課題を抱える若者への支援について情報共有できる仕組みができた

したところ、関係機関や児童養護施設から依頼を受けるケースもありました。利用期間については、おおむね6カ月としているものの、利用者一人ひとりの状況に配慮しながら柔軟に対応し、就労して一人暮らしができることを退所の基準としています」。

なお、利用料については、収入のない利用者は無料であるが、収入のある利用者は退所後に生活費を支払う習慣を身につけるため、1日800円を徴収している。

生活訓練では個別支援を基本としており、生活困窮者支援事業の主任相談支援員や生活



支援員など専門性を有するスタッフが定期的に利用者の部屋を訪問し、生活相談をはじめ、清掃・洗濯や調理、金銭管理などの指導のほか、行政手続きなどの同行支援を行った。また、利用者のなかには精神疾患や発達障害を抱えている若者もいたため、必要に応じて精神科の受診や障害者手帳の取得につなげたケースもあったという。

就労支援については、就労支援員が面接や履歴書の書き方などの指導を行い、同法人の就労支援プログラムを実施するほか、連携する就労支援団体から就労先の紹介を受けている。



アパートタイプの居室。共同生活タイプと2タイプの居室を設けることで、訓練や指導が必要な人は共同生活タイプを利用してもらうなど、段階に応じて使い分けた



安定した生活基盤を確保し 利用者全員が就労につながる

助成期間中（平成29年4月～30年3月）のユースサポートハウス事業の利用実績は、9人（男性7人、女性2人）であった。延べ宿泊日数は975日（平均宿泊数94・5日）となっており、相談件数は30件にのぼった。

課題を抱える若者に生活の場を提供するとともに、専門性を有するスタッフが生活訓練や就労支援を行ったことにより、利用者全員が就労に結びつき、安定した生活基盤を確保することにつながった。

「さまざまな支援団体があるなか、生活支援と相談支援のどちらかを得意とする団体は多くありますが、当法人は設立当初から生活支援に取り組みとともに、生活困窮者事業の相談窓口を担う主任相談支援員といった高い専門性をもつスタッフが相談対応できる体制



不動産会社や保証会社、支援団体を対象にした研修会では、講義や事例検討などを通して若者の現状や課題、制度についての理解を深めた。多様な関係機関との連携体制の構築につながった

多様な関係機関との 連携体制を構築

さらに、助成事業では、家族関係の悪化などにより保証人が立てられず、住居を確保できない若者が多いという課題の解決に向け、不動産会社や保証会社、支援団体などの関係者を対象にした研修会を開催した。住居確保が難しい若者の現状や背景にある課題、制度について学ぶとともに、情報を共有しながら

があり、生活支援と相談支援の両輪の支援ノウハウをもっていることが大きな強みとなっています。そのノウハウをうまく活かすことができたのではないかと思います」。

参考 ユースサポートハウス事業の位置づけ

一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者などに対して、一時的に宿泊場所や衣食を提供し、退所後の生活に向けて就労支援などの自立支援を行う

課題

利用期間は原則3カ月と短く、若者の育て直しや生活習慣を改善し、就労を含め一人暮らしに向けた生活能力を身につけるには支援期間が短い。また、行政の事業のため、支援対象者や地域などが限定される

制度（生活困窮者自立支援法）

ユースサポートハウス事業

さまざまな課題を抱える若者を対象に、住居を提供し、配置した専門職が中長期的に生活支援や就労支援を行いながら自立に向けてサポート。他地域からの受け入れなど地域や対象を限定しないため、柔軟に対応することが可能

WAM助成により実施

社会的自立（継続的なアフターケアを実施）



協力・連携体制を構築することを目指した。全3回開催した研修会には、延べ195人の参加があり、関係機関だけでなく行政関係者の参加も多くあった。

研修会では、ユースサポートハウス事業の説明をはじめ、「住宅確保・生活維持が難しい若者の支援」、「新たな住宅セーフティネット制度」、「生活困窮者自立支援制度」をテーマに、先進的に生活困窮者の支援を行う認定NPO法人の代表者や国土交通省、厚生労働省の担当者による講義を行った。そのほかにも、グループワークで不動産会社や保証会社、支援団体、行政がそれぞれの立場からどのような支援や連携ができるのかについて事例検討を行った。

研修会には、札幌市周辺にとどまらず、道内各地からの参加もあり、多様な機関との広域的なネットワークが生まれた。さらに、研修会終了後は、住宅の確保が困難な若者の情報を共有し、関係機関同士が住宅確保に向けた連携を図ることを目的にしたメーリングリストを作成するなど、日常的な連携体制を構築することにつながった。

「当初の計画では、メーリングリストを活用して関係機関から若者の住宅確保に向けた情報提供を募ることを想定していました。しかし、研修会に参加した関係者は、もともと住居確保が難しい若者への支援に関心があり、社会的な課題として捉えている人が多く参加してくれました。そのような関係者と研修会のグループワークを通して顔の見える関係が構築されたことで、困難事例があった際にも直接相談することが可能になり、連

携がスムーズになりました」。

地域や対象者を限定せず柔軟に対応することが可能に

助成事業の成果として、課題を抱える若者に中長期的に生活の場を提供するとともに、生活訓練・就労支援を通して利用者全員の就労につなげられたことがあげられる。

「当法人は生活困窮者自立支援事業の業務委託を受け、生活困窮者の支援に取り組んできましたが、生活破綻を起こす若者の生活支援は、丁寧かつ中長期的な視点に立ち支援をしなければ難しいと感じていました。助成事業では法人が課題として認識していた分野に対し、これまで培ってきた専門性や経験を活かしながら取り組めたことが成果につながり

ました。また、ユースサポートハウス事業は中長期的な支援が可能だけでなく、札幌市の事業である一時生活支援事業とは異なり、他地域からの受け入れなど地域や対象者を限定することなく、柔軟に対応できることも大きいと感じています。さまざまな課題を抱える若者に居住場所を提供し、自立に向けた支援を行う同法人の取り組みが全国に広がるのが期待される。

多くの人との出会いが今後の財産に

特定非営利活動法人
コミュニティワーク研究実践センター
事務局長 湯澤 真吾氏



今回、WAM助成で事業を進めるなかで、これまで出会うことがなかった研修会の講師の方をはじめ、保証会社や不動産会社、自治体の関係者など、たくさんの方々とお会いするきっかけができたことは、この後も続く財産だと考えています。

WAM助成の魅力の一つは、他の補助金と比較して、その金額の大きさと使える範囲が広いことがあげられます。これは事業を計画・実施するうえで非常に重要なことだと思います。

また、事業を進めるうえで、その都度相談できる、WAMの担当者がいることも大きいと感じています。ハードルが高いと思われる内容についても、WAMの担当者は事業について理解し、相談対応いただけるため、安心して事業に取り組むことにつながりました。

◆団体概要

〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74
TEL: 011-511-1315
FAX: 011-511-1316
URL: <http://www.cmtwork.net/>
設立: 平成23年2月
理事長: 穴澤 義晴



社会福祉振興助成事業に関するお問い合わせ

●NPO リソースセンター

NPO 支援課 (助成事業の相談・募集、NPO の融資相談等)
TEL: 03-3438-4756 FAX: 03-3438-0218 (共通)

NPO 振興課 (助成事業の広報、事業評価等)
TEL: 03-3438-9942 FAX: 03-3438-0218 (共通)

NPO等の民間福祉活動への応援よろしくお願いします!

寄付金のお願い

当機構では寄付金を募集しています
お問合せ先: 03-3438-0211 (総務部総務課)

